岐

則

規

目

次

岐阜県介護福祉士等修学資金貸付規則の一部を改正する規

則

(高齢福祉課)

\_~;

号 外

平

 $(\equiv)$ 

成二十六年 十 月

日

則

規

岐阜県介護福祉士等修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十月一日

岐阜県規則第八十三号

岐阜県知事 古 田

ように改正する。

岐阜県介護福祉士等修学資金貸付規則 (平成五年岐阜県規則第八十号) の一部を次の

岐阜県介護福祉士等修学資金貸付規則の一部を改正する規則

する法律 (平成十八年法律第八十三号) 附則第百三十条の二第一項の規定によりなおそ の効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法」に改め るための法律」に改め、同項第十二号中「介護保険法」を「健康保険法等の一部を改正 び第五号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す 庭等の」に改め、同項第二十三号から第二十九号までの規定並びに同条第二項第二号及 法」に、「母子福祉センター」を「母子・父子福祉センター」に、「母子の」を「母子家 第三条第一項第二十一号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉

この規則は、公布の日から施行する。

毎週 (金曜日)

岐 阜

県

公 報

号 外

発行

平成二十六年十月一日